5　施行令第三十九条の三十五の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した数又は金額は、法第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託（以下この項において「特定投資信託」という。）に係る同条第一項に規定する受託法人（以下この項において「受託法人」という。）の匿名組合契約等（施行令第三十九条の三十五の三第六項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この項において同じ。）に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である同号イの法人の株式又は出資の数又は金額に、当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額（当該特定投資信託に係る受託法人の匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産に当該法人の株式又は出資が含まれるものに限る。）が二以上ある場合には、それぞれの当該計算した数又は金額を合計した数又は金額）とする。

第二十二条の二十三第七項中「第六十八条の九第八項第四号」を「第六十八条の九第八項第三号」に、「同号」を「同項第四号」に改め、同条第八項第五号中「から当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し」を削り、「から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した」を「のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む」に、「その開始し、又は終了した」を「当該分割法人等の」に、「は当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し」を削り、「から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む」に、「その開始し、又は終了した」を「当該分割法人等の」に、「は当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し」を削り、「から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む」に、「その開始し、又は終了した」を「当該分割法人等の」に、「は当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に終了した」を「のうちいずれか早い日から当該分割等